

県費負担教職員の人事異動について

次のとおり県費負担教職員のうち校長及び教頭の人事異動について、神奈川県教育委員会に内申する。

2015年（平成27年）1月28日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

人事異動者氏名等

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、県費負担教職員のうち校長及び教頭の人事異動について、神奈川県教育委員会に内申する必要がある。

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

（委任事項）

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

(4) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。

(専決)

第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認められたとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

- (1) 校長及び教頭を除く県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退の内申を行うこと。